

2020. 9. 24

第7回海洋安全保障シンポジウム

「海洋のガバナンス」と海軍力の役割

水交会研究委員 池田 徳 宏
(元佐世保・呉地方総監)

護衛艦たかなみ (DD-110)
(出典：海上自衛隊ホームページ)

中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集



2020年2月 護衛艦「たかなみ」を派遣 (出典：防衛省HP)
(海賊対処で派遣されたP-3Cが1月から活動)

海上自衛隊が実施する理由

- ①我が国から中東地域までの距離
- ②この地域における活動実績
- ③情報収集に際して行う各国部隊・機関との連携の重要性

派遣の根拠：防衛省設置法の「調査研究」

任 務

- ①日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集
- ②海警行動発令の要否の判断、円滑な実施のための情報収集

期待効果 (艦艇・航空機各1のみでは広大な地域の情報収集に限界あり)

- ①国 内：関係省庁間の協力
- ②国 外：諸外国との連携

海上自衛隊の新たな任務

日本関係船舶に危険が予想される世界中のシーレーンにおいて
平時から海上交通保護を行うことが期待される。

(従来の任務)

「国土の防衛」「海上交通の保護(有事)」
「自由で開かれた海洋秩序の常識の伝承と顕示」 等

尖閣諸島周辺の情勢の変化



(出典：海上保安レポート2019)

世界最大の海上法執行機関「海警」
所属公船が大型化・武装化。130隻以上保有
「海警」の「武警」への編入

「軍・警・民」一体となった力の発揮への対応が必要

「軍」と「警」の権限の併用は世界の常識

(米沿岸警備隊も軍としての位置づけを有する。)

海上保安庁法25条

「海上保安庁は軍隊として組織され、訓練され、
又は軍隊の機能を営むことを認めない。」(要約)

中国に法律戦・世論戦を有利に進められる。

東シナ海での活動の複雑化

